

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	美 延 映 夫
同	島 田 ま り

住民監査請求について（通知）

平成 27 年 11 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の内容

請求人の請求を要約すると次のとおりである。

（1）請求の要旨

ア 住吉区の市道部分の不法占用に関して、大阪市は法令・条例に基づき当該土地所有者らによる不法占拠状態を速やかに解消し、市道が一般の用に適正に供されるよう、公用公物である市道の管理（財産的価値の回復）を適切に行え。

イ 住吉区の市道で行われる道路修繕工事について、大阪市は当該道路復旧工事が円滑に行われるように道路管理者の有する行政権を適切に行使し、公用公物である市道の管理（占用者負担の維持管理）を適切に行え。

ウ 住吉区の市道部分の不法占用につき、将来にわたる不法占拠に関しては、道路管理者は占用料を徴収、あるいは不法占用者に対して 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科すことができるから、大阪市は不法占用

者に対し、法令・条例に基づく行政上の強制手段を適切に行使せよ。

(2) 請求の理由

ア 市道における道路修繕工事が3時間程度で完了する工事であるにも関わらず、平成24年8月31日から平成27年10月31日までの間、近隣住民により工事が妨害され、3年以上にわたり延期せざるを得ないという異常な事態となっている。

イ その工事の実施妨害の手法は、道路占用が許可され原因者による復旧が課せられている事業者の説明によると、舗装復旧影響範囲が工事妨害者の所有地に一部がかかっており、工事妨害者による動産が放置されているため、工事業者が一時移動を願い出たが、当該動産を一切移動しないこと、当該動産を勝手に移動させることも認めないことを主張したため、作業に着手できないためである。

ウ これら動産は、道路占用許可基準に適合した突出看板や道路の構造や交通の状況からみて支障の少ない立看板等の「支障の程度が比較的軽微なもの」には決して該当せず、国土交通省の指針上の「支障の程度が大きいもの」に該当している。

エ 道路を不法占有することは、占用許可の規定である道路法第32条違反に該当、あるいは第43条第2号で禁止されているみだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他「道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること」に該当するから、不法占有者は道路法の規定に違反しており、道路管理者は第71条に基づき監督処分ができる。したがって、不法占有行為の中止、工作物その他物件の改築、移転、除去、道路の原状回復を命じることができる。

オ 不法占有者の存在が明白であるにも関わらず、道路工事実施の障害となっている原因を除去することに努めることもなく、工事期間延長の願い出に対して漫然と7回も道路占用許可を与え続け、ましてや、平成27年10月31日に期限切れとなった7回目の道路占用許可に続いて、不法占有者に対してなんら措置を行うことなく、平成27年11月4日付けで工事期間延長の道路占用許可を行ったとなつては、公有公物である市道の財産管理、維持管理が全くなされていないと言わざるを得ない。

カ 大阪市は道路管理者として適切に行政権を行使して不法行為者による道路の不法占用を排除し、公用公物である市道の維持管理、市有財産管理の適正化、計画工事の円滑な実施完了に努める義務がある。

キ よって、監査委員は大阪市長に対し、以下の措置を講ずるよう、勧告す

ることを求める。

- (ア) 当該不法占用に関して、法令・条例に基づき当該占用物所有者らによる不法占拠状態を速やかに解消し、市道が一般の用に適正に供されるよう公用公物である市道の管理（財産的価値の回復）を適切に行え。
- (イ) 国家賠償法第2条の賠償責任の成立要件の一である「道路の瑕疵」と司法判断されることがないように、当該市道において行われる道路修繕工事については、道路占用者による原因者復旧といえども、行政権を適切に行使して道路占用者による工事实施上の障害となっている不法占拠者によるあらゆる妨害を排し、当該道路復旧工事が円滑に行われるように道路管理者としての責務を果たして、公用公物である市道の管理（占用者負担の維持管理）を適切に行え。なお、行政目的を実現するために支障のない状態に維持する行政上の管理行為である「公物管理」は、監査請求の対象とはならない。請求の対象としている内容は、市道部分の不法占用を排除して財産的価値を回復し、大阪市の公費負担とならないよう占用者負担での修補による道路の維持管理に尽力せよということである。
- (ウ) 当該不法占拠に関し、市道にはみ出して占有した不法占拠者の過去の不法利得に対して、大阪市が有することになる占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を、大阪市の行使させることは求めないが、将来にわたって不法占拠者に対して行うべき何らかの請求に関しては別論である。道路管理者は占用料を徴収、あるいは不法占用者に対して1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことができるのであるから、大阪市は不法占用者に対し法令・条例に基づく行政上の強制手段を適切に行使せよ。

（事実証明書については説明を省略する。）

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、不法占有を解消し、不法占有者に対して行政上の強制手段を行使すること、及び当該市道で行われる復旧工事を円滑に行うよう道路管理者としての責務を果たすことを求めているが、当該復旧工事については、平成 27 年 11 月 20 日に、使用許可を受けた事業者が発注した工事業者により実施されたこと、不法占有と請求人が主張している事象も要件審査時点では解消されていることがそれぞれ確認できた。

そうしたことから、請求人の主張する当該行為等は解消されており、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。